

## 「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の策定について

人権問題の多様化・複雑化を踏まえ、人権問題に対する正しい理解と認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的として、「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

### 1 計画の特徴

- (1) 人権施策の推進に係る目標指標を新たに設定しました。
- (2) 計画の推進期間を新たに設定しました。
- (3) 社会情勢の変化を踏まえ、重要課題に「性的少数者の人たち」「刑を終えて出所した人たち」「北朝鮮による拉致被害者」を加えました。(重要課題の数：11 → 14)

### 2 計画の概要

- (1) 推進期間：令和6年度～令和15年度まで（10年間）
- (2) 目標：あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現をめざします。
- (3) 人権教育・啓発の推進について
  - ①重要課題における人権教育・啓発の推進
  - ②あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
  - ③人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発
  - ④人材の養成、カリキュラム、教材、手法の開発
  - ⑤国、市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携
- (4) 目標指標：

推進指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和14年度)
基本的人権が守られていると思う人の割合	73.6%	80%

※詳細は県ホームページをご覧ください。<https://www.pref.gunma.jp/page/634858.html>